

## 炉等の設置届出書

### 1 内 容

炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機を設置しようとするときに使用します。

【根拠条文 条例第44条、施行規則第7条第1号】

#### ◆ 届出が必要な火気使用設備等

- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| (1) 炉          | → | <u>多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉のほか、据付面積2平方メートル以上のもの（個人の住居に設けるものを除く）</u>                   |
| (2) 厨房設備       | → | <u>厨房室内の厨房設備の入力の合計が、350キロワット以上のもの</u>   |
| (3) 温風暖房機      | → | <u>風道を使用する入力70キロワット以上のもの</u><br><u>※劇場、集会所、キャバレー又はカフェ等は、風道を使用しない場合も届出が必要です。</u> |
| (4) ボイラー       | → | <u>すべて（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令第1号第3号に定めるものを除く）</u>                              |
| (5) 給油湯沸設備     | → | <u>入力70キロワット以上のもの（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令第1号第3号に定めるものを除く）</u>                   |
| (6) 乾燥設備       | → | <u>個人の住居に設けるものを除く</u>   |
| (7) サウナ設備      | → | <u>個人の住居に設けるものを除く</u>   |
| (8) ヒートポンプ冷暖房機 | → | <u>入力70キロワット以上の内燃機関によるもの</u>  |
| (9) 火花を生ずる設備   | → | <u>グラビア印刷機等で操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備</u>                                |
| (10) 放電加工機     | → | <u>加工液として危険物を使用するもの</u>   |

### 2 手続き

- (1) 予防課予防係（新城市消防防災センター2階）に、着工の30日前を目安に、1部提出します。
- (2) 控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。
- (3) 必要に応じ実地調査を行い、関係法令等に適合し、火災予防上支障ないか確認します。

### 3 添付資料等

- (1) 設置場所付近図
- (2) 平面図（設備の位置、消火設備、その他必要事項を朱記する。）
- (3) 建物構造図及び設備の構造図等

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 → 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則 → 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例 → 新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則 → 新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）